

○ 財務省告示第六十号
令和六年六月十日第五条第十一項規則
を次のとおり告示する。政府短期証券の規定に基づき、令和大蔵省

国庫短期財務大臣 麻生太郎
(第八百三十七回)

等元令
の法律発行號名稱及び記
條律及の項及び根拠そ拠

四 三 二 一
發行方法の適用振替法の適
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に由機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ振替法」といの
も加、と行「とい發行
の者財同「とい
にご務時「とい
よと大に「とい
るに臣行「以
發応がわ「以
行募各れ及「限國るび
へ度債入価格競い入
下額市札格競い入
の規定

株式等の振替に関する法
は日本銀行との
競争して行とし。
札わする。そ規
の規定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
五 万 円	八 七 三 三 万 千 万 兆 円 四 六 五 百 千 千 五 円 五 十 百 七 五 億 七十 六 七 千 億 八 二 百 千 三 九 十 百	額 億 額 面 五 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 七 三 千 兆 四 五 百 千 五 五 百 四 十五 億 四十 四	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 一 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
払 込 期 日	者 所 参 加	入 金 支 払	場 還 金 額	元 ・ 期 限	償 入 札 格	行 別 格	争 債 市 競
令 和 元 年	財 務 大 臣	日 本 銀 行	額 面 金 額	償 還 金 を	當 た し と	非 入 札 第	者 債 市 加
六 月 十 日	か ら 通 知	百 円	支 付 に つ	た だ る 。そ	令 和 元 年	國 別 市 場	入 格 競 爭
	を 受 け た 者	き 百 円	き 翌 當 業 日	償 還 月 期 日	す る 。そ が の 行 休 業 日	価 格 競 争 格	發 行 行 行 格 日
			に に				